

平成15年6月9日(月曜日)第2回定例会

出席議員(21名)

1番	佐竹敬一	議員	2番	佐藤毅	議員
3番	鴨田俊・	議員	4番	煤津博士	議員
5番	安孫子市美夫	議員	6番	松田孝	議員
7番	猪倉謙太郎	議員	8番	石川忠義	議員
9番	鈴木賢也	議員	10番	荒木春吉	議員
11番	柏倉信一	議員	12番	高橋勝文	議員
13番	伊藤忠男	議員	14番	高橋秀治	議員
15番	松田伸一	議員	16番	佐藤暘子	議員
17番	川越孝男	議員	18番	内藤明	議員
19番	那須稔	議員	20番	遠藤聖作	議員
21番	新宮征一	議員			

欠席議員(0名)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	安孫子・也	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉慎一	教育委員長
奥山幸助	選管委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
秋場元	財政課長	宇野健雄	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
浦山邦憲	土木課長	柏倉隆夫	都市計画課長
	花・緑・せせらぎ		
犬飼一好	推進課長	鹿間康	下水道課長
木村正之	農林課長	兼子善男	商工観光課長
尾形清一	地域振興課長	安食正人	健康福祉課長
真木憲一	会計課長	安彦守	水道事業所長
那須義行	病院事務長	大谷昭男	教育長
芳賀友幸	管理課長	芳賀彰	学校教育課長
斎藤健一	社会教育課長	石山忠	社会体育課長
	選挙管理委員会		
三瓶正博	事務局長	安孫子雅美	監査委員
	監査委員		農業委員会
布施崇一	事務局長	小松仁一	事務局長

事務局職員出席者

片桐久志	事務局長	鈴木一徳	局長補佐
月光龍弘	庶務主査	大沼秀彦	主任

議事日程第4号

第2回定例会

平成15年6月9日(月)

午前9時55分開議

再 開

- 日程第 1 議第28号 平成15年度寒河江市老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 〃 2 議第29号 寒河江市公告式条例の一部改正について
- 〃 3 議第30号 寒河江市手数料条例の一部改正について
- 〃 4 議第31号 寒河江市立学校の設置等に関する条例の一部改正について
- 〃 5 議第32号 寒河江市国民健康保険税条例の一部改正について
- 〃 6 議第33号 字の区域及び名称の変更について
- 〃 7 議第34号 市道路線の廃止について
- 〃 8 議第35号 市道路線の認定について
- 〃 9 議第36号 平成15年度寒河江市一般会計補正予算(第1号)
- 〃 10 請願第2号 現行の義務教育費国庫負担制度を維持するよう、国に対して意見書の提出を求める請願
- 〃 11 委員会審査の経過並びに結果報告
- (1) 総務委員長報告
 - (2) 文教厚生委員長報告
 - (3) 建設経済委員長報告
 - (4) 予算特別委員長報告
- 〃 12 質疑、討論、採決
- 〃 13 議案第5号 現行の義務教育費国庫負担制度を維持することを求める意見書の提出について
- 〃 14 議案説明
- 〃 15 委員会付託
- 〃 16 質疑、討論、採決
- 〃 17 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求について

閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

再 開 午前 9 時 5 5 分

佐竹敬一議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議運営につきましては、5 月 26 日、6 月 4 日及び本日 6 月 9 日に開催されました議会運営委員会で審議されております。

本日の会議は議事日程第 4 号によって進めてまいります。

議案上程

佐竹敬一議長 日程第 1、議第 28 号から日程第 10、請願第 2 号まで、10 案件を一括議題といたします。

委員会審査の経過並びに結果報告

佐竹敬一議長 日程第 11、委員会審査の経過並びに結果報告であります。

総務委員長報告

佐竹敬一議長 最初に、総務委員長の報告を求めます。10 番荒木総務委員長。

〔荒木春吉総務委員長 登壇〕

荒木春吉総務委員長 総務委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、6 月 5 日午前 9 時 30 分から市議会第 2 会議室において委員 7 名全員出席、当局より助役初め関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第 29 号寒河江市公告式条例の一部改正について及び、議第 30 号寒河江市手数料条例の一部改正についての 2 案件であります。

順次審査の内容を申し上げます。

最初に、議第 29 号を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 30 号を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より「住基カードは、一般的なカードと写真を張った Bバージョンがあるが、それぞれ 500 円か。カードの有効期間はどうか」との問いがあり、当局より「写真入りも写真なしも同じく 500 円です。年数は 10 年を設定しています」との答弁がありました。

委員より「他市と考え合わせて 500 円は妥当か」との問いがあり、当局より「住基カードは市民に貸与するもので、カード代は取らないというのが基本です。住基カードは市町村行政の効率化にも資するものであり、カードの購入原価を除くおおむね 500 円程度が適当であるという総務省の指導もあります」との答弁がありました。

委員より「カードの発行に合わせて自動交付機を設置して、そのカードが使えると市民の利便性も高まる。どう考えているのか」との問いがあり、当局より「自動交付機は住基カードの発行状況を見てと考えています」との答弁がありました。

委員より「対象年齢は何歳からか」との問いがあり、当局より「年齢制限はございません。全市民に発行できるようにしております」との答弁がありました。

委員より「自動交付機設置について改めて見解を聞きたい」との問いがあり、当局より「カード発行機には用紙とか、機械でありますので故障したりしますのでメンテナンスの点などもあります。それから設置する施設の開館時間のことなどもあり、フローラと考えております」との答弁がありました。

委員より「付加価値の基本的な考え方はどうなのか」との問いがあり、当局より「オールインワンカード化に向けて考えていきたいと思っております。とりあえず全国レベルのサービスを当初行っていきたいとの考えです」との答弁がありました。

議第 30 号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

文教厚生委員長報告

佐竹敬一議長 次に、文教厚生委員長の報告を求めます。8 番石川文教厚生委員長。

〔石川忠義文教厚生委員長 登壇〕

石川忠義文教厚生委員長 文教厚生委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。本委員会は、6 月 5 日午前 9 時 30 分から市議会第 4 会議室において委員 7 名全員出席、当局より関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託なりました案件は、議第 28 号、議第 31 号、議第 32 号、請願第 2 号の 4 案件であります。順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第 28 号平成 15 年度寒河江市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第 28 号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 31 号寒河江市立学校の設置等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「現在のものは 8 月 1 日付で普通財産になるのか」との問いがあり、当局より「7 月中に引っ越しを終え、8 月から新校舎に入ることになり、既存の建物については 8 月 1 日付で普通財産になります。予定としては 8 月いっぱいまで旧校舎のプールを使用し、9 月から解体に取りかかり、11 月まで建物すべての解体を行います」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第 31 号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 32 号寒河江市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「限度額引き上げにより、予想される世帯数について」との問いがあり、当局より「限度額超過世帯はこれまでの 147 世帯から 97 世帯となります」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第 32 号は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第 2 号現行の義務教育費国庫負担制度を維持するよう、国に対して意見書の提出を求める請願を議題とし、担当書記による請願文書の朗読の後、審査に入りました。

主な意見等について申し上げます。

委員より「これについてはこれまでも議会で取り上げて採択してきた経過があり、願意妥当であり採択すべき」との意見がありました。

ほかに質疑、意見等もなく、質疑等を終結し、討論を省略して採決の結果、請願第 2 号は全会一致をもって採択すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

建設経済委員長報告

佐竹敬一議長 次に、建設経済委員長の報告を求めます。11 番柏倉建設経済委員長。

〔柏倉信一建設経済委員長 登壇〕

柏倉信一建設経済委員長 建設経済委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、6 月 5 日午前 9 時 30 分から市議会図書室において委員 7 名全員出席、当局より関係課長出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第 33 号、議第 34 号、議第 35 号の 3 案件であります。

一たん休憩し、市道路線の廃止及び認定に係る現地調査を行った後、会議を再開し、審査に入りました。順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第 33 号字の区域及び名称の変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第 33 号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 34 号市道路線の廃止について及び議第 35 号市道路線の認定については関連があるため、一括議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

議第 34 号については質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 35 号については質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設経済委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

予算特別委員長報告

佐竹敬一議長 次に、予算特別委員長の報告を求めます。14 番高橋予算特別委員長。

〔高橋秀治予算特別委員長 登壇〕

高橋秀治予算特別委員長 予算特別委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本特別委員会は、6 月 4 日午後 2 時 50 分から本会議場において委員 20 名全員出席、当局からは市長初め助役、収入役及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、議第 36 号平成 15 年度寒河江市一般会計補正予算（第 1 号）であります。

議第 36 号を議題とし、議案説明を省略して直ちに質疑に入りました。

質疑を申し上げます。

第 3 セクター株式会社カムセンターの内容についての質疑があり、当局より答弁がなされました。

ほかに質疑もなく、質疑を終結して各分科会に分担付託を行い、一たん散会いたしました。

次に、6 月 9 日午前 9 時 30 分から本会議場において委員 20 名全員出席、当局からは市長初め助役、収入役及び関係課長等出席のもと再開いたしました。

議第 36 号平成 15 年度寒河江市一般会計補正予算（第 1 号）を議題とし、各分科会委員長より、それぞれの分科会における審査の経過と結果について報告を求めた後、質疑、討論、採決に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、予算特別委員会における審査の経過と結果について、報告を終わります。

質疑、討論、採決

佐竹敬一議長 日程第 12、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第 28 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 28 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 28 号は原案のとおり可決されました。

議第 29 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 29 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 29 号は原案のとおり可決されました。

議第 30 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 30 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第 30 号は原案のとおり可決されました。

議第 31 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 31 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 31 号は原案のとおり可決されました。

議第 32 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 32 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第 32 号は原案のとおり可決されました。

議第 33 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 33 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 33 号は原案のとおり可決されました。

議第 34 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 34 号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 34 号は原案のとおり可決されました。

議第 35 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 35 号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 35 号は原案のとおり可決されました。

議第 36 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 36 号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 36 号は原案のとおり可決されました。

請願第 2 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより請願第 2 号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第2号は採択することに決しました。

議会案上程

佐竹敬一議長 日程第 13、議会案第 5 号を議題といたします。

議案説明

佐竹敬一議長 日程第 14、議案説明であります。

お諮りいたします。

ただいま議題になっております議会案第 5 号については、会議規則第 37 条第 2 項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案説明を省略することに決しました。

委員会付託

佐竹敬一議長 日程第 15、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題になっております議会案第 5 号については、会議規則第 37 条第 2 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質疑、討論、採決

佐竹敬一議長 日程第 16、これより質疑、討論、採決に入ります。
議会案第 5 号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議会案第 5 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会案第 5 号は原案のとおり可決されました。

常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出
並びに委員派遣承認要求について

佐竹敬一議長 日程第 17、常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求についてを議題といたします。

このことにつきましては、お手元に配付しております文書のとおり、委員長により申し出があります。各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり決しました。

平成 15 年 6 月第 2 回定例会

閉 会

午前 10 時 18 分

佐竹敬一議長 以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。

これにて平成 15 年第 2 回定例会を閉会いたします。大変御苦労さまでございました。

寒河江市議会議長 佐 竹 敬 一

寒河江市議会副議長 新 宮 征 一

会議録署名議員 鴨 田 俊 一

同 上 遠 藤 聖 作